

令和3年度 第1回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 令和3年5月24日（月）9:30～11:30

場所 市役所本庁舎6階第5会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員自己紹介

5 委員長及び副委員長の選出について

6 議 事

(1) 説明・報告事項

- ① 任期中の活動計画（案）について【資料1】
- ② 鳥取市の「協働のまちづくり」の取組について【資料2】

(2) 協議事項

- ① 市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について【資料3】
- ② 市民活動に関する小委員会の設置について【資料4】

(3) その他

次回日程 7月下旬を予定

7 閉 会

鳥取市市民自治推進委員会委員

【R3.4.1～R5.3.31】

(50音順)

氏名	所属等	区分
カンベ 神部 みゆき	公募委員	公募による者
クラモチ ヒロミ 倉持 裕彌	公立鳥取環境大学経営学部准教授	学識経験のある者
ササキ 佐々木 ちる子	鳥取市連合婦人会会長	民間団体に属する者
サトウ マサシ 佐藤 匡	鳥取大学地域学部准教授	学識経験のある者
シモザワ マサユキ 下澤 理如	公募委員	公募による者
スズキ ツタオ 鈴木 伝男	公募委員	公募による者
ツバキ ヨシヒロ 椿 善裕	(公財)とっとり県民活動活性化センター 企画員	民間団体に属する者
ナカガワ ゲンヨウ 中川 玄洋	(特非) 学生人材バンク 代表理事	民間団体に属する者
ナカムラ カツヒコ 中村 克彦	鳥取市自治連合会副会長	民間団体に属する者
マツモト ミチエ 松本 美智恵	(社福) 鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課参事	民間団体に属する者

鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【R3.5.24（月）】

資料番号	資料のタイトル
資料 1	第 7 期（令和 3 年度～令和 4 年度）の活動内容（案）について
参考資料 1	令和 3 年度～令和 4 年度 市民自治推進委員会スケジュール（案）
参考資料 2	「鳥取市市民自治推進委員会」の位置づけと役割等について
資料 2	鳥取市の「協働のまちづくり」の取組について
参考資料 3	地域組織のあり方検討の取組について
資料 3	鳥取市市民まちづくり提案事業助成金
資料 4	小委員会の設置について（市民活動支援）

第7期（令和3年度～令和4年度）の活動内容（案）について

1 活動方針

- ①自治基本条例の周知及び活用を推進すること
- ②自治基本条例の適切な運用についての調査・審議に関すること
- ③その他の参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項についての調査、審議に関する
こと

2 想定している調査、審議事項

- ①市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査
（第2回委員会にて予定 R2 審査対象実績：2 団体）
- ②市民活動表彰被表彰者の審査
（第3回委員会にて予定 R2 審査対象実績：1 団体）
- ③「参画と協働のまちづくりフォーラム」の開催内容の検討（実施は令和4年度）
- ④市民自治推進委員会意見書の内容検討及び提出（2年間の審議を通じて作成）
- ⑤市民活動の促進についての審議（議論の場の確保⇒小委員会の設置：令和4年度は未定）
- ⑥地域組織のあり方検討についての審議（継続案件）
 - ・地域組織のあり方検討の継続審議（地域の自主的な取組を応援できる柔軟な仕組みの検討）
 - ・地域の負担軽減に向け、市や地域でできることの整理
 - ・協働のまちづくりガイドラインの作成
 - ・一括交付金制度の運用について
 - ・地域拠点施設（地区公民館）の指定管理者制度について
※希望する地区があった場合、その地区の実情に合った仕組みを検討
- ⑦地区公民館のあり方検討についての審議
 - ・地域における各種組織の役割分担の明確化（まちづくり協議会の位置付けの明確化）
 - ・公民館に求められる役割や機能の多様化に対する対応
 - ・地区公民館のコーディネーター機能の強化（研修の充実など）
 - ・協働のまちづくりガイドラインの作成
- ⑧自治基本条例の運用状況の確認、条例見直しの検討（自治連要望事項の検討ほか）

3 年間のスケジュール

□委員会

年度	回数	時 期	主な審議事項等
令和3 年度	1回	5月下旬	○委嘱状の交付、委員長の選出 ○任期中の市民自治推進委員会の活動計画の確認について ○市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について
	2回	7月下旬	○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査（申請団体のプレゼンテーション） ○条例見直しの検討（自治連要望事項） ○地域組織・地区公民館のあり方検討の審議（以降、随時審議）
	3回	10月	○参画と協働のまちづくりフォーラムについて（開催まで随時検討） ○市民活動表彰被表彰者の審査 ○小委員会審議内容の報告
	4回	2月	○令和3年度の活動の総括 ○令和4年度活動方針、計画等の検討

年度	回数	時 期	主な審議事項等
令和4 年度	1回	4月	○令和4年度の市民自治推進委員会の活動計画について ○市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について ○地域組織・地区公民館のあり方検討の審議（以降、随時審議） ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて（開催まで随時検討）
	2回	7月	○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査（申請団体のプレゼンテーション）
	3回	9月	○市民活動表彰被表彰者の審査
	4回	11月	○委員会意見書の内容の検討
	参画と協働のまちづくりフォーラム（時期未定）		
	5回	1月	○参画と協働のまちづくりフォーラムについて（結果まとめ） ○委員会意見書の内容の検討
	6回	3月	○市民自治推進委員会意見書の提出

□小委員会（令和4年度は未定）

	回数	時 期	主な審議事項等
令和3 年度	1回	6月下旬	○現状把握、課題の整理 ○審議
	2回	8月下旬	○審議
	3回	1月	○とりまとめ

※委員会での議論において変更の可能性があります。

参考資料1

第7期(令和3年度～令和4年度) 市民自治推進委員会 スケジュール(案)

	令和3年度				令和4年度					
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月		
委員会開催月目安	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	⑥
委嘱状の交付、委員長の選出	●									
活動計画の確認	●				●					
市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)審査会委員の選出	●				●					
市民まちづくり提案事業(協働事業部門)の審査		●				●				
市民活動表彰者の選考			●				●			
参画と協働のまちづくりフォーラム			実施時期・方向性の決定		準備・実施(実施については令和4年度中)					
委員会意見書の提出								内容の検討・作成	提出	
NPO及び市民団体の活動促進(小委員会の開催)		内容の検討・とりまとめ			報告	(令和4年度は未定)				
地域組織のあり方検討	随時検討(必要に応じて小委員会設置を検討)									
地区公民館のあり方検討	随時検討(必要に応じて小委員会設置を検討)									
自治基本条例の運用状況について	随時委員会で確認・審議(必要に応じて条例見直し検討)									

「鳥取市市民自治推進委員会」の位置づけと役割等について

1. 委員会の位置づけ等

鳥取市市民自治推進委員会(以下「委員会」という)は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関で、その設置については鳥取市自治基本条例第29条に規定しています。自治基本条例(参考資料①)の趣旨に基づき、本市の参画及び協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査や審議を行う機関です。

2. 委員数 10人以内

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

3. 任期 委嘱の日から2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)

補欠委員の任期は前任者の残任期間
再任可能

4. 委員会の開催

委員会は、年6回程度開催
開催には委員の半数以上の出席が必要

5. 委員報酬 7,000円/回・人を費用弁償

6. 所掌事務

- (1) 参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項並びに自治基本条例の運用及び見直しに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、答申すること。
- (2) 前号に定める事項について、調査及び審議をし、市長に意見を述べるとともに、市民に公表すること。
- (3) その他自治の推進に関する事項について、調査及び審議をすること。

鳥取市の「協働のまちづくり」の取組について

1 鳥取市自治基本条例

「鳥取市自治基本条例」は平成20年3月に制定され、同年10月1日から施行されています。本条例は、本市のまちづくりの理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定める条例です。本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的としています。

本条例は、制定されることだけが目的ではなく、制定をスタートラインとして市民に十分浸透し、まちづくりの指針として有効に活用されることで初めて生きた条例となります。これまでに、フォーラムの開催や市民アンケートの実施、市報やホームページでの広報のほか、「協働のまちづくり基本方針」及び「協働のまちづくりハンドブック」の作成・説明等を行い、様々な機会に周知を図ってきました。

なお、本条例に基づき、本市の附属機関として平成20年に「市民自治推進委員会」を設置し、参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項や、本条例の適切な運用及び見直しに関する事項を調査、審議していただいています。

□条例見直しの経緯

本条例は、施行の日から4年を超えない期間ごとに、本市にふさわしく社会情勢に適合したものかどうかを検討することとなっています。これまで、以下のとおり3回の検討を行いました。

①1回目の見直し

条例施行から4年を迎える平成24年9月に市長からの諮問を受け、委員会において条例の見直しについて審議がなされました。

その結果は「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」にまとめられ、平成25年3月に市長へ提出されました。その答申書を踏まえた条例の一部改正案をもとに、平成25年9月に市民政策コメントを実施した後、平成25年12月議会において条例の一部改正案を提案し、可決され、平成26年4月1日に施行となりました。

②2回目の見直し

平成29年1月に鳥取市市民自治推進委員会は市長からの諮問を受け、計4回の委員会で、現在の社会情勢や市民活動の状況、平成24年度に行われた第1回の条例見直し検討時に議論された内容も十分考慮しながら検討を行い「条項ごとに検討した結果、鳥取市自治基本条例は本市に相応しく、社会情勢にも適合している」という意見で一致しました。その結果は「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」にまとめられ、平成29年3月に市長へ提出されました。

③ 3回目の見直し

令和2年4月には、鳥取市市民自治推進委員会は市長から3回目となる諮問を受け、計4回の委員会（小委員会の開催含む）で、現在の社会情勢や市民活動の状況、これまでの条例見直し検討時に議論された内容も十分考慮しながら検討を行いました。

その結果は「鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申書」にまとめられ、令和2年8月に市長へ提出されました。その答申書を踏まえた条例の一部改正案をもとに、令和2年10月に市民政策コメントを実施した後、令和3年2月議会において条例の一部改正案を提案し、可決され、令和3年4月1日に施行となりました。

2 協働のまちづくりの推進

平成20年3月に条例が制定され、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、条例の中では、市民の権利と責務、市議会や市長などの役割と責務、市政運営のあり方などが定められました。この条例に基づき、「市民が主役の参画と協働によるまちづくり」を推進することとなりました。「協働のまちづくり」とは、市民、市が対等の立場で協力し合い、それぞれの役割と責任を自覚し、住みよい鳥取市をつくっていくという条例の考え方を基本としています。

本市では、平成20年度を「協働のまちづくり元年」として位置づけ、市民と行政が適切な協力関係で支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」の実現を目指しています。本市の全庁的な体制の整備として、市長を推進本部長とした「協働のまちづくり推進本部」を設置し、「協働」の考えのもと、市職員による「コミュニティ支援チーム」を本部の下に編成しました。各チームの役割は、住民の皆さんと話し合い、地域課題の解決に向けた取り組みなどに対して、相談や行政情報の提供を行うこととして、地域に入り込み、一緒になって協働のまちづくりを進めてきました。

「協働のまちづくり元年」から約10年が経過し、社会環境の変化により、地域のニーズも多様化、複雑化していきました。そのため、令和2年度から、「コミュニティ支援チーム」を「地域アドバイザー派遣事業」に変更し、地域の求めに応じて専門的な知識・経験を有する人材（アドバイザー）を地域に派遣できるようにしています。

(1) 「まちづくり協議会」の組織化

地域をよりよいものにしていくため、自分たちのまわりでどのような課題があるのかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織として、「まちづくり協議会」を提案しました。平成20年4月から「まちづくり協議会」の設立に向けた取組を具体的に進めるため、61の全地域に出向き、住民説明会を実施して、協議会の意義や目的などを説明しました。各地域では、住民が主体となり、設立準備会に向けた人選や事務局の体制整備などについて繰り返し検討会を行われるとともに、先進地の視察やワークショップなど独自の検討が進められました。

現在、61全地区で「まちづくり協議会」が設立されています。「地域コミュニティ計画」も全地区で策定され、計画に基づく地域力向上の取組が進められています。本市としても各まちづくり協議会の実施する計画に基づく事業を強力で支援していくことを表すため、「協働のまちづくり支援宣言」を行い、宣言書を交付しています。

(2) 地区公民館を地域コミュニティの拠点として整備

自治基本条例では、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけています。この方針に基づき、地区公民館を生涯学習の拠点並びに地域コミュニティの拠点として活用し、地域コミュニティの活性化に向けて、市民と行政が適切な協力関係のもとに支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」の取組を進めています。「コミュニティを中心とした地域づくり」に向け、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の整備・充実を行い、コミュニティ活動・公民館事業を円滑かつ効率的に運営する体制の整備を図りました。

① 地区公民館事業の担当課を市長部局に設置

教育委員会の一部の事務について市長部局において補助執行を行うことを目的に、平成20年4月より、市長部局内に地区公民館とコミュニティを担当する「コミュニティ支援室」を新設しました（現在の協働推進課）。

②地区公民館の新設

市町村合併前から地区公民館が置かれていなかった福部町と佐治町の地域に、平成20年4月より地区公民館を設置し、公民館職員を各3名配置しました。

③地区公民館職員の充実

まちづくり協議会が設立された地域には、地域の実情に応じて標準的な公民館の職員体制（館長1、主任1、主事1名）に加え、職員の増員配置など体制の強化を図っており、地域コミュニティ活動を支える職員体制の充実を図っています。

3 協働のまちづくりの事業展開

- ① 市民自治推進委員会の「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」を参考としながら、協働のまちづくりの浸透、事業の見直しや改善に努める。
- ② 市がテーマを提示して市民等から企画提案を求める事業の実施を通して、市民と市の協働のまちづくりの啓発を行い、地域力の向上を目指した協働による事業実施の全庁的な推進を図る。
- ③ 市職員の協働意識の醸成を図るため職員研修を実施する。
- ④ まちづくり協議会と連携を図り、地域コミュニティ計画に基づいた事業が進められるよう、財政的・人的支援を継続し、協働のまちづくりの推進に努める。

このように、市民と行政が共に助け合い、地域の身近な課題を解決しながら、心豊かに、安心して暮らせる地域社会を築くため、市民と行政の協働によるまちづくりを積極的に推進しています。

なお、現在本市では「地域組織のあり方検討」について取り組みを進めており、本委員会に置いても今後随時ご意見をいただく予定としております。

地域組織のあり方検討の取組について

1 地域組織支援モデル事業（一括交付金制度）について

（1）取組経過

令和元年度からの2年間、地域組織の見直しを希望する地区（明治・用瀬・佐治）において、地域組織支援モデル事業を試行的に導入し、その成果や課題を検証しました。

ヒアリング調査を行った結果、組織の一体化と事業資金の一本化（※1）が、各地域の目標に向けたまちづくり及び地域課題の解決に一定程度、寄与することが確認できました。

モデル事業の取組と成果等を地区へ情報提供し、希望する地区において説明会等を行ったところ、現在の3地区に加えて、新たに4地区（城北・末恒・豊実・福部）からモデル事業の導入希望がありました。（現在、令和3年度からの活用に向けて調整中）

※1 【試行的な制度】H31.2.4 協働のまちづくり推進本部確認

目的：地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために「学びの成果を生かした住民主体の地域づくり」を実践する地域組織を支援する

内容：まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化
まちづくり協議会と地区公民館に関連する補助金等の一括交付

（2）今後の取組

これまでの取組を踏まえ、令和3年度以降も一括交付金制度を継続し、地域の判断で選択できるような補助金交付要綱を整理します。

地域課題の解決にチャレンジする地区（地域組織）に対して、一括交付金に新たな支援メニューを設けるなど制度の充実について検討します。【R2.12月議会寺坂議員質問に対する答弁】

2 佐治地区における地域拠点施設への指定管理者制度導入について

（1）取組経過

モデル事業に取り組んだ佐治地区（佐治まちづくり協議会）から、地区の活動拠点である佐治町コミュニティセンターの管理運営事業の受託について意向が示され、地域組織による施設の管理運営の可能性について地域と協議を重ねてきました。その結果、令和3年度から拠点施設に指定管理者制度（※2）を導入し、地域組織（NPO法人 さじ未来）による主体的で自立性のある運営、社会教育を基盤とした地域づくりの取組を促進させていくこととしました。

※2 市政改革プラン（R2.3.25公表）

活動の主体となる「まちづくり協議会」などの地域組織が、より裁量を持って地区公民館の運営を行っていただくことができるよう指定管理者制度を活用することで、社会教育と地域づくり活動のより一層の連携を図り、住民自治を推進します。

総務企画委員会における議員発言（R3.3.1）

指定管理者制度導入の成果をモニタリングする際は「指定管理者制度だから実施できたこと」、「指定管理者制度の導入とは関係ない事業の成果」などを整理し、委員会で報告をお願いしたい。

（2）今後の取組

地域拠点への指定管理者制度導入について、社会教育とまちづくりの融合の成果と課題をモニタリングし、各地区と共有します。

指定管理者制度を希望する地域とは意見交換を重ねて、地域の希望に沿うよう努めます。（全市一律に指定管理者制度導入を進めるものではありません。）

地域コミュニティの拠点としての地区公民館のあり方を検証し、求められる機能や運営方式について継続して検討します。

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金

目 的

地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」の経費の一部を助成し、市民活動の活性化や協働によるまちづくりの推進を図る。

<市民活動促進部門>

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金(市民活動促進部門)審査会で審査

審査委員：5名以内（**鳥取市市民自治推進委員から1名**）

委嘱期間：委嘱日から令和4年3月31日まで

事業種別	創造的な市民活動事業 (スタート型)	公益的な自主事業 (ステップアップ型)
趣旨	活動をこれから始める、又は始めたばかりの市民活動団体を応援するもの	既に活動している市民活動団体の活動を更に充実・発展するよう応援するもの
助成上限額	10万円	20万円
助成率	10/10	4/5
申請ができる団体	設立後3年未満の団体 1団体につき1回限り	設立後1年以上の団体 1団体につき3回まで(スタート型含む)
助成件数	2団体程度	4団体程度
実績	(助成団体数/申請団体数) H30年度 申請なし R1年度 申請なし R2年度 1団体/1団体	(助成団体数/申請団体数) H30年度 1団体/1団体 R1年度 3団体/4団体 R2年度 申請なし

<協働事業部門>

鳥取市市民自治推進委員会にて審査

事業種別	行政提案型事業	
趣旨	市の示す行政課題の解決のため団体が企画立案する事業で、市との協働により行政課題の効果的な解決が期待できるもの	
助成上限額	40万円	助成率 10/10
申請ができる団体	市民活動団体等の団体	
助成件数	1つの課題につき1団体	
実績	(助成団体数/申請団体数) H30年度 ①文化芸術による街なかの賑わい創出につながる事業 1団体/1団体 R1年度 ①地域主体のボトムアップでつながる山陰海岸ジオパーク事業 1団体/1団体 ②スケートボードを通じた社会教育環境の構築につながる事業 1団体/1団体 R2年度 ①地域主体のボトムアップでつながる山陰海岸ジオパーク事業 1団体/1団体 ②福祉と文化芸術の連携によるまちの活性化につながる事業 1団体/1団体	

小委員会の設置について（市民活動支援）

1 経緯

市民自治推進委員会は鳥取市市民自治推進委員会条例に基づき、参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項並びに自治基本条例の運用及び見直しに関する事項について、調査及び審議をしています。

このたび、第6期（令和元年度～令和2年度）の市民自治推進委員会より提出された「令和2年度 参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」にて、以下の意見をいただきました。

協働のまちづくり推進に向けた課題は幅広く、現在の委員会運営では全ての案件について十分な審議を行うことができません。市には市民自治推進委員会の役割の整理を求めます。また、NPO・市民活動の促進も重要なテーマであるので、議論の場を作るよう努めてください。

※令和2年度 参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書p5より抜粋

上記の意見を踏まえ、令和3年度から市民自治推進委員会の役割を整理し、NPOや市民活動の促進についても議論します。（協働のまちづくり推進本部で確認）

2 現状と課題

市民活動拠点アクティブとっとり登録団体数は、令和2年度157団体、令和元年度163団体、平成30年度159団体と概ね160団体前後で推移しています。

鳥取市ボランティア・市民活動センターでは毎年登録更新時に団体にアンケート調査を実施しております。

団体の活動状況について問うアンケートでは、およそ73%の団体が「活発」、「やや活発」に活動している回答されました。ただ、会員の高齢化や会員数の減少が懸念される団体は増加しています。発足時の会員を引き継ぐ後継者や、新たな会員を迎える魅力的な活動・広報もカギとなり、若者の市民活動そのものへの理解も欠かせないと思われれます。また、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により、活動にも様々な制限がかかりました。

このように様々な課題がある現状ですが、行政との連携・協働の視点も踏まえながら、各団体の活動を促進できるような施策などについて議論していく必要があると考えます。

3 今後の方向性

NPO・市民活動の促進に関して、令和3年度に小委員会を設置し、審議すべき内容や方向性についての確認・整理を行っていきます。

令和3年度内に審議内容を取りまとめて、令和3年度末の市民自治推進委員会に報告することとし、必要に応じて令和4年度も小委員会を継続することを想定しています。

□議題（案） ※意見書から引用

- ①まちづくり活動やNPO活動を促進するための施策への議論
- ②補助金の審査・フィードバック
- ③NPO・市民活動調査による現状把握
- ④NPOなどと市との協働施策の検討